

米を作付けしている
担い手の皆さんへ

水田経営所得安定対策

《収入減少影響緩和対策編》



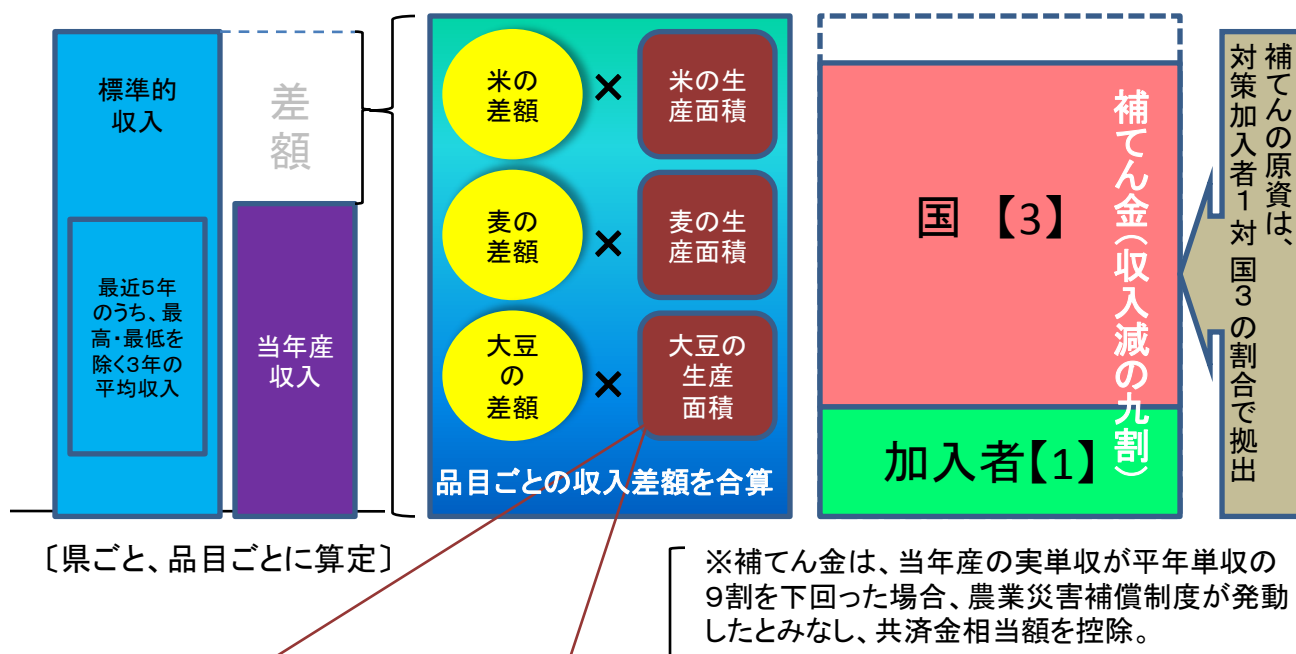
平成20年3月
農林水産省東海農政局

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)の仕組み

- 対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その差額の9割を補てんします。
- 補てんを受けるには、生産者もあらかじめ一定の積立金を拠出する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

- 米、麦、大豆が対象です。(ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米、麦、大豆は対象となりません。)



$$\text{当年産の生産実績数量(対策加入者ごと)} \div \text{当年産の実単収(県ごと)}$$

＜補てん金の対象となる生産実績数量について＞

1. 米穀については、生産数量目標(農業者間調整等後の確定数量)の範囲内で、農産物検査3等以上のもの(種子は除く)で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、
 - ① 対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
 - ② 対策加入者又は対策加入者から委託を受けた者(JAや集荷業者以外)が、消費者等に販売することとしたものが対象です。
2. 麦類については、農産物検査2等以上のものが対象です。
3. 大豆については、銘柄等大豆の農産物検査3等以上又は特定加工用のもの。小粒化大豆の3等以上のものが対象となります。

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん） のモデル試算例



〇〇県A町のBさん

作付面積 米:4ha、小麦:2ha、大豆:2ha
(当年産収穫量)

米:21,000kg、小麦:7,600kg、大豆:3,600kg

【〇〇県のデータ・10a当たり】

標準的収入(5中3)	当年産収入	当年産実単収
・米 :140,000円	・米 :126,000円	・米 :525kg
・小麦: 15,000円	・小麦: 13,000円	・小麦:380kg
・大豆: 21,000円	・大豆: 23,000円	・大豆:180kg



《加入時の対策加入者の拠出額》

拠出額 = 品目ごとの「標準的収入 × 生産予定面積」の合計 × 10% × 9割 × 1/4

米 : 140,000円/10a × 4ha = 5,600,000円
小麦 : 15,000円/10a × 2ha = 300,000円
大豆 : 21,000円/10a × 2ha = 420,000円

} × 10% × 9割 × 1/4

- ※ 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合があります。
- ※ 20%の減収に備えた積立額を選択することができます。

**Bさんの
拠出額は
142,200円**

**米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、
米・麦・大豆の収量に変動がなかったと仮定します。**

① 4月30日までに生産実績数量を受付窓口へ報告します。

② 農林水産省で補てん額を計算します。

(1) 〇〇県の品目ごとの収入増減額を計算します。

〇〇県収入増減額 = 〇〇県当年産収入 - 〇〇県標準的収入

この場合、米:▲14,000円/10a、小麦:▲2,000円/10a、大豆:2,000円/10aとなります。

(2) Bさんの品目ごとの生産面積を計算します。

Bさんの品目ごとの生産面積 = Bさんの当年産収穫量 ÷ 〇〇県の当年産実単収

この場合、米:4ha、小麦:2ha、大豆:2haとなります。

(3) 補てん額を計算します。

補てん額 = 品目ごとの「収入増減額 × 生産面積」の合計 × 9割

米 : ▲14,000円/10a × 4ha = ▲560,000円
小麦: ▲2,000円/10a × 2ha = ▲40,000円
大豆: 2,000円/10a × 2ha = 40,000円

} 合計 ▲560,000円 × 9割

**Bさんの
補てん額は
504,000円**

③ 収入減少影響緩和交付金が交付されます。

- ・ 国から378,000円が交付されます。
- ・ 積立金から126,000円が返金されます。
- ・ 積立金の残額16,200円は、翌年のために繰り越されます。

受付相談窓口

水田経営所得安定対策に対する説明のご要望、ご相談、受付等については、お近くの地域課等にご連絡ください。

	機 関 名	所 在	電 話 番 号 ・ F A X
岐阜県	東海農政局 岐阜農政事務所 農政推進課	〒500-8288 岐阜市中鶯2-26	(058)271-4044 (代表) (058)274-0656 (FAX)
	東海農政局 岐阜農政事務所 地域第一課	〒503-0027 大垣市笠縫町509-7	(0584)73-4351 (代表) (0584)73-4353 (FAX)
	東海農政局 岐阜農政事務所 地域第二課	〒506-0055 高山市上岡本町7-479	(0577)32-1155 (代表) (0577)32-1156 (FAX)
	東海農政局 岐阜農政事務所 地域第三課	〒509-9132 中津川市茄子川1646-20	(0573)68-3838 (代表) (0573)68-3836 (FAX)
愛知県	東海農政局 生産経営流通部 担い手育成課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	(052)201-7271 (代表) (052)219-2673 (FAX)
	東海農政局 消費・安全部 地域第一課	〒466-0857 名古屋市昭和区安田通4-8	(052)763-4343 (代表) (052)753-0230 (FAX)
	東海農政局 消費・安全部 地域第二課	〒441-8064 豊橋市富本町国隠20-6	(0532)45-8195 (代表) (0532)45-8196 (FAX)
	東海農政局 消費・安全部 地域第三課	〒444-0802 岡崎市美合町字平端23-70	(0564)51-5131 (代表) (0564)51-5132 (FAX)
	東海農政局 消費・安全部 地域第四課	〒496-8011 愛西市諏訪町郷浦64-3	(0567)28-2197 (代表) (0567)28-2198 (FAX)
三重県	東海農政局 三重農政事務所 農政推進課	〒514-0006 津市広明町415-1	(059)228-3151 (代表) (059)225-9694 (FAX)
	東海農政局 三重農政事務所 地域第一課	〒510-0074 四日市市鶯の森1-10-2	(0593)53-4671 (代表) (0593)53-4673 (FAX)
	東海農政局 三重農政事務所 地域第二課	〒515-0005 松阪市鎌田町字南沖279-1	(0598)52-1511 (代表) (0598)52-1512 (FAX)

水田経営相談窓口（愛称：農政安心ダイヤル）のご案内

東海農政局では、水田経営所得安定対策や米政策改革、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談、ご質問、ご要望等を一元的に受け付け、迅速かつ統一に対応する「水田経営相談窓口」(愛称：農政安心ダイヤル)を設置しています。

本パンフレットに掲載している対策の内容や申請手続も含め、不明な点がございましたら、下記の連絡先へお気軽にお問い合わせください。

連絡先 東海農政局「水田経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)
直通(052)746-1275
代表(052)201-7271(内線2449)

受付時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで
(ただし祝祭日及び12時15分から13時を除く)